

地質汚染防止に係る条文見直し【第 19 条関係】

改正内容

第 2 項で、汚染の拡散リスクの一層の低減を図るため、事業場内における有害物質の漏洩事故等の記録や、場内の基準不適合土壌の移動、土壌分析の結果等の地歴情報を記録・保存することとし、年 1 回の定期での測定については廃止する。

なお、これまで、定期測定を行う有害物質の種類については、各事業場ごとに協議して定めることを第 2 項に係る運用解釈に規定していたが、第 2 項の定期測定の規定を廃止することから、第 3 項に明記する。

(1) 現協定における土壌の汚染状況の把握に係る規定内容（協定第 19 条）

第 2 項 年 1 回の土壌特定有害物質の測定及び行政への報告を規定

(測定地点は製造・使用・保管又は処理の状況から、最も地質汚染のおそれが高いと判断される地点を選定する)

第 3 項 一定規模以上の土地の形質変更時の土壌調査の実施を規定

(1) 現協定における土壌汚染状況の把握に係る課題

- 年 1 回 1 地点の調査では事業場全体の土壌汚染状況の把握が不十分である
- プラントが稼働している状況では、最も汚染のおそれの高い施設や配管のある場所の土壌を採取することができない

汚染の拡散リスクを一層低減するためには、第 3 項で規定している形質変更時の土壌調査による汚染把握に加え、事業者が場内全体の土壌の汚染に係る地歴を把握することにより、工事や土壌の移動による汚染土壌の拡散を未然に防止することが必要である。